

議案第56号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

記

- 1 取得する財産 化学消防ポンプ自動車 1台
- 2 取得金額 金102,135,000円
- 3 取得目的 つくば市中央消防署並木分署に配備されている水槽付消防ポンプ自動車を更新するため
なお、現在使用している車両は非常用水槽付消防ポンプ自動車として使用する。
- 4 契約の方法 条件付き一般競争入札

5 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山北 忠司

(提案理由)

近年の都市構造の変化に伴う各種災害に対応し、消防力の向上を図るために水槽付消防ポンプ自動車を化学消防ポンプ自動車へと仕様を変更し、財産を取得するため、この案を提出するものである。

